



## 生ごみたい肥化事業に参加しませんか

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111 (内線3306)

市では、家庭から排出される可燃ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ堆肥化事業に取り組んでおり、参加世帯を募集しています。

この事業では皆さんの家庭から排出される生ごみを、専用の回収容器で週2回戸別回収し、処理施設で堆肥化しています。

参加を希望する方は、対象地区を確認の上、生活環境課にお電話でお申し込みください。なお、アパートなどの共同住宅では参加できない場合があります。不明な点がありましたら、お問い合わせください。

対象地区	
小絹地区	小絹・細代・寺畑・筒戸・西ノ台・西ノ台南・絹の台・アミティ桜公園
小張／豊地区	小張／青木・長渡呂・弥柳
谷井田	谷井田・上平柳・中平柳・下平柳・山谷
板橋／三島地区	板橋・伊奈東・南太田・狸穴／山王新田・神住新田
みらい平地区	陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘

### ■実施方法

○回収容器と生ごみ専用袋は、常総環境センターから無料で配布されます。

※回収容器の配布は1度のみ。

○回収容器に専用袋をセットして生ごみを入れます。

○回収日(火・金)の午前8時30分までに、回収容器を自宅前に出してください。

※生ごみを通常の家庭ごみとして



環境・くらし

## 雑がみも分別すれば資源です

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

雑がみとは、紙リサイクルマークが入った紙製容器包装や紙袋、紙箱などのことです。下表を参考に分別してください。

◎細かい雑がみは、飛散防止のため紙袋や大きめの封筒に入れて封をして出してください。

◎汚れがあるものや、臭いのある紙、特殊な加工が施されている紙(写真や感熱紙など)は可燃ごみとして分別してください。

ひと手間かけて分別すれば、リサイクルができる貴重な資源となりますので、分別回収にご協力をお願いします。



て出す場合は、市指定の可燃ごみ袋で、指定日に集積所に出してください。

### ■堆肥の提供

参加世帯は、申し込みにより無料で提供されます。(1世帯あたり10キログラム/年)

▼対象者＝事業に参加している世帯

▼条件＝堆肥化施設(守谷市野木崎)に直接取りに行ける方

▼配布時期＝毎年3月頃に配布予定

※常総環境センターより配布について案内があります。

紙袋類	商店などの紙袋や手提げ紙袋など→持ち手が紙製でない場合は取り外す
冊子類	情報誌やパンフレット、冊子など→ホチキスを外す必要はなし
封筒類	封筒→窓付き封筒の場合は、窓部分のビニールを取り除く
紙箱類	ティッシュペーパーの紙箱→ビニール部分は取り除く お菓子の紙箱、ラップの紙箱など→刃の部分は取り外す
包装紙	贈答品などを包装した紙
その他	カレンダーやポスター、チラシ、コピー用紙、メモ用紙など

## くらしのQ&A

### チケット不正転売禁止法

Q

2019年6月14日から、「チケット不正転売禁止法」が施行されました。この法律で、禁止されていることを教えてください。(20代・女性)

A

この法律が禁止するのは、  
①業として、販売価格を超えてチケットを転売すること  
②「不正転売」の目的で譲り受けることの2つです。違反すると罰則の対象になります。「不正転売」とは、興行主に無断で、業として販売価格を超える値段でチケットを転売することです。同額やそれ以下の価格での転売は問題ありません。個人が都合で行けなくなり、やむを得ず転売するのは規制の対象外です。自分が楽しむために譲り受けたときも、罰則の対象にはなりません。

### 購入前に条件を確認!

注意したいのは、興行主側が転売されたチケットであることを知ったとき、場合によってはチケットが無効とされ、入場を拒否されたり、途中退場を求められたりすることがあります。また、公演が中止のときに払い戻しがされないこともありますので、購入前にチケット利用の条件を必ず確認しましょう。  
なお、チケットを購入した公演に行けなくなったときには、希望する人へ定価で転売ができる正規のリセールサイトがありますのでご利用ください。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎25 3288